資料　3

北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画について

この計画は、北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業の処理施設において適正かつ安全な処理が実施されていること及び周辺環境に影響をおよぼしていないことを確認するために、処理施設からの排出状況や周辺環境のモニタリングを実施するために策定しました。

【計画概要】

１　実施主体　北海道、室蘭市、日本環境安全事業㈱

２　実施内容

（１）排出源モニタリング

処理施設排気口等処理施設から排出される排気等を測定、平成１９年度から実施

主　体	場　　所	要素	項　　目	頻　　度
道・市	排気出口等７ヶ所	排気	ＰＣＢ、ダイオキシン類	随時
	排気出口２ヶ所		ベンゼン	
	最終放流口１ヶ所	排水	ＰＣＢ、ダイオキシン類	
JESCO	排気出口等７ヶ所	排気	ＰＣＢ、ダイオキシン類	４回／年
	排気出口２ヶ所		ベンゼン	
	浄化槽処理水１ヶ所	排水	生活環境項目７項目	２回／年
	最終放流口１ヶ所		ＰＣＢ、ダイオキシン類	
			その他有害物質*1	１回／年以上
	敷地境界２ヶ所	騒音		１回／年以上
		振動		
	排気出口及び敷地境界各１ヶ所	悪臭	アセトアルデヒド外２項目	１回／年以上
			その他特定悪臭物質*2	１回／年以上

＊１　排水基準を定める省令(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号)の別表第一に掲げる有害物質でポリ塩化ビフェニルを除く 25 項目

＊２　悪臭防止法施行令(昭和 47 年 5 月 30 日政令第 207 号)第 1 条に掲げる特定悪臭物質で、アセトアルデヒド外２項目を除く 19 項目

（２）周辺地域環境モニタリング

処理施設周辺の住宅地域等の大気、水質等を測定、平成１８年度から実施

主　体	場　　所	要素	項　　目	頻　　度
道・市	測定局３ヶ所	大気	ＰＣＢ、ダイオキシン類	４回／年
	測定局１ヶ所		ＰＣＢ、ダイオキシン類	通年
			ベンゼン	12 回／年
	室蘭海域１ヶ所	水質	ＰＣＢ、ダイオキシン類	２回／年
		底質		１回／年
JESCO	敷地境界１ヶ所	大気	ＰＣＢ、ダイオキシン類、ベンゼン	４回／年
	最終放流口付近及び敷地境界各１ヶ所	水質	ＰＣＢ、ダイオキシン類	２回／年
		底質		１回／年